

令和7年12月4日

## 水産防疫対策要綱の改正について

水産防疫を巡る情勢は、前回改正時の令和2年以降、陸上養殖の拡大や水産に詳しい獣医師との連携等の状況の変化に加え、魚病専門家からの防疫体制の強化の提案もあって、次の観点から改正。

### 1. 陸上養殖の拡大

閉鎖式循環養殖技術の進展により、内陸県を含む全国各地で、陸上養殖施設が拡大。

令和5年4月には、改正内水面漁業振興法が施行され、陸上養殖が届出養殖業に移行、業者数や施設数、養殖対象種などの状況把握が可能となった。

バナメイエビやご当地サーモンなど、輸入種苗の導入を前提とした陸上養殖が急拡大し、これに伴い輸入検疫対象水産動物の輸入件数も増大しており、陸上養殖における防疫について明記。

### 2. 獣医師との連携

魚病診断の迅速化の一環として、「リスト獣医師」数の拡充を図る中で、都道府県や養殖業界から、水産試験場等と獣医師が連携する体制の構築を求める声が広がっている状況から獣医師との連携について明記。

### 3. 魚病専門家からの提案

魚病専門家有志より、水産防疫専門家会議によるリスク評価を定期的に行うべきとの要望がなされており、「毎年度必要に応じて開催」することを明記。

### 4. 水産防疫専門家会議の意見の反映

第5回水産防疫専門家会議(令和6年6月)以降の主な意見

- ① 各関係者(養殖業者・都道府県・国)の責務を明確にすべき
- ② 法に基づく防疫指針の策定や審議会を開催すべき
- ③ 最新の科学的知見と国内外の発生状況の把握
- ④ 情報の速やかな共有による侵入・まん延防止
- ⑤ 新疾病発生時の緊急対応策の事前準備(新興感染症に対する報告・初動)
- ⑥ 着地検査の実効性についての疑問

### 5 着地検査の位置づけ

「着地検査期間中に着地検査対象動物を移動する場合の手続きについて」(令和4年5月20日付け水産安全室長事務連絡)による都道府県あて指示内容を要綱に記載。

### 6. その他

修辞上の修正など